

建設業だより

No.143

発行／2025（令和7）年4月1日

都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6502

Webサイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsusugyo-fudosangyo/>


STATION Ai
（愛知県名古屋市昭和区鶴舞）

目次			
建設業許可・経営事項審査の電子申請について	…2	建設工事統計調査関係者表彰について	…15
建設業許可申請等手续に関するお知らせ	…3	労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします	…16
愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項	…4	建設工事に従事する一人親方の皆様へ「労災保険への特別加入」をしていますか	…16
建設業法における届出等の提出期限について	…5	建築局発注工事における週休2日制工事の取組みの推進について	…17
「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です	…6	建設局、都市・交通局発注工事における週休2日の工事成績評定について	…18
経営事項審査等の審査基準について	…7	不動産業グループからのお知らせ	…19
建築物等の解体工事の実施には建設業許可または解体工事業登録が必要です	…8	宅地や建物の適正な取引及び広告について（宅地建物の取引には免許が必要です）	…20
愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について	…8	宅地建物取引業者と人権について	…20
令和6年度建設業講習会の動画を掲載しました	…9	愛知県知事の宅地建物取引業法令等に基づく申請・届出等のオンライン化について	…21
窓口でのキャッシュレス決済が導入されました	…10	建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ	…22
2025（令和7）年3月31日基準日住宅瑕疵担保履行法の届出手続について	…11	愛知県で盛土規制法の運用が始まります	…24
改正建設業法等の一部が施行されました	…12	暴力団離脱者受入企業を募集しています	…27
建設キャリアアップシステムについて	…13	表紙写真の紹介	…28
優秀施工者愛知県知事表彰について	…14		

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

◇2023（令和5）年1月から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む） ・廃業届 ・経営事項審査

◇電子申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を使用しています。

○JCIPについて

JCIPの概要については、国土交通省Webサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

愛知県知事許可の手続きに関しては、次のページの注意事項をご確認ください。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



○JCIPの利用について

建設業許可等電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご覧ください。

デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>

〈デジタル庁〉 〈GビズID〉

GビズID <https://gbiz-id.go.jp/top/>



※ JCIPの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、0570-033-730（ナビダイヤル）から問い合わせることもできます。

建設業許可申請等手続に関するお知らせ

- ◇ 令和7年2月1日より特定建設業許可が必要な下請契約の締結に係る金額が以下のとおり引き上げられました。
建築工事業以外 4,500万円 → **5,000万円**
建築工事業 7,000万円 → **8,000万円**

- ◇ 建設業法施行規則の一部改正（令和6年12月13日施行）に伴い、建設業許可申請に係る各様式に字句の修正がありました。
申請・届出の際は**新様式**での提出をお願いします。

- ◇ 健康保険被保険者証の新規発行終了に伴い、常勤役員等や営業所技術者等の常勤性の確認書類を変更しました。詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトを確認ください。

- ◇ 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**満5年間**です。許可の更新の申請は有効期間満了の**3か月前から30日前**に行ってください。

- ◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の**2か月前まで**に申請ができるよう相談してください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までに申請ができるよう相談してください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

- ☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」及び、「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）別冊」をご覧ください。

- ◇ 建設業許可申請に係る各様式、手引きについては、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～

■ 受付時間のご案内 ※土・日・祝 休日は及び年末年始(12/29～1/3)を除く
<自治センター2階> 建設業の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで です。
<自治センター3階> 宅地建物取引業・不動産鑑定業の受付窓口は、
午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで です。

申請書類ダウンロード

- 建設業許可(手引き・様式)
- 経営事項審査(手引き・様式)
- 解体工事事業登録(手引き・様式)
- 浄化槽工事業(手引き・様式)
- 宅地建物取引業

建設業許可申請手引・様式ダウンロード

ページID:0378979 掲載日:2025年2月3日更新 印刷ページ表示

目次(ページジャンプ)



愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の 電子申請を行う場合の注意事項

※国土交通大臣、愛知県以外の都道府県知事に電子申請する場合の注意事項については、各行政庁にお尋ねください。

◇電子申請を行う場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）のマニュアルだけでなく、愛知県の手引きも必ずご確認ください。

手引きは建設業・不動産業のWebページからダウンロードできます。

建設業許可 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

経営事項審査 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



◇建設業許可申請、変更届等を提出する際の注意事項

○添付書類について

建設業・経営事項審査電子申請システム（JCIP）では、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。

必ず、手引きの内容をご確認いただき、必要な書類は作成のうえ、JCIP上の添付ファイルとして提出してください。なお、審査の過程で追加の書類提出を求める場合があります。

・JCIP外で作成が必要な書類の例

建設業許可申請 → 建設業許可申請書表紙、提出票

事業年度終了届 → 事業年度終了届表紙

○JCIPでの受付ができない場合

更新等の許可申請において、**許可の有効期限の30日前までに提出できない場合は、JCIPでの受付はできません。**紙面による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



◇経営事項審査申請を提出する際の注意事項

○経営事項審査は事前予約が必要です。

愛知県では、毎月の指定日に経営事項審査を実施しています。審査を受ける場合、事業年度終了届を提出する際に「経営事項審査を申請する」欄に丸を付けて提出してください。

確認後、予約手続きを行い、予約票をお渡しします。**経営事項審査の申請は予約後に行ってください。**

○JCIPでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○確認資料について

法定様式以外の確認資料については、紙による提出もできるものとします。予約票に提出期限を記載していますので、期限内に到達するよう提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、JCIPを経由したネットバンキング、愛知県収入証紙、又は窓口でのキャッシュレス決済、による納付のいずれかを選択できます。

JCIPによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。**審査予約時に、手数料の納付期限をお示しますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。**

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、**JCIP上で補正指示を行います。**審査当日は補正に対応できるようにしてください。

建設業法における届出等の提出期限について ～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、事業年度終了届出書を複数年分まとめて提出する事例が多くありますのでご注意ください。
適切に届出を提出しないと処分の対象となる場合があります。

<届出等一覧>

届出事項	提出期限	備 考
事業年度（決算期）が終了したとき<毎期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書一式
定款の変更（定款または株主総会議事録の写し）		事業年度終了届出書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合）		
健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき）	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項です。届け忘れないよう、ご注意ください。
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む）		
営業所技術者等の変更（氏名の変更を含む）		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額（出資総額）の変更		
法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等）		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任）		
経營業務の管理責任者等を満たさなくなった場合、営業所技術者等の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当	事実発生後 2週間以内	
廃業（許可を受けた建設業）	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要

- ☆ 届出手続の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	雇用保険※2
	-	役員等	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	-
個人事業主	5人～	常用労働者	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1	厚生年金	雇用保険※2
	1人～4人	常用労働者	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	雇用保険※2
	-	事業主、一人親方	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)



※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

- ・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等
- ・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

- 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
- 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



経営事項審査等の審査基準について

2023（令和5）年1月1日に経営事項審査等の審査方法が一部改正されました。
改正点のうち、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を加点対象とする
「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1－10）」の新設についてお知らせします。

審査対象工事

①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事※

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応 急対策

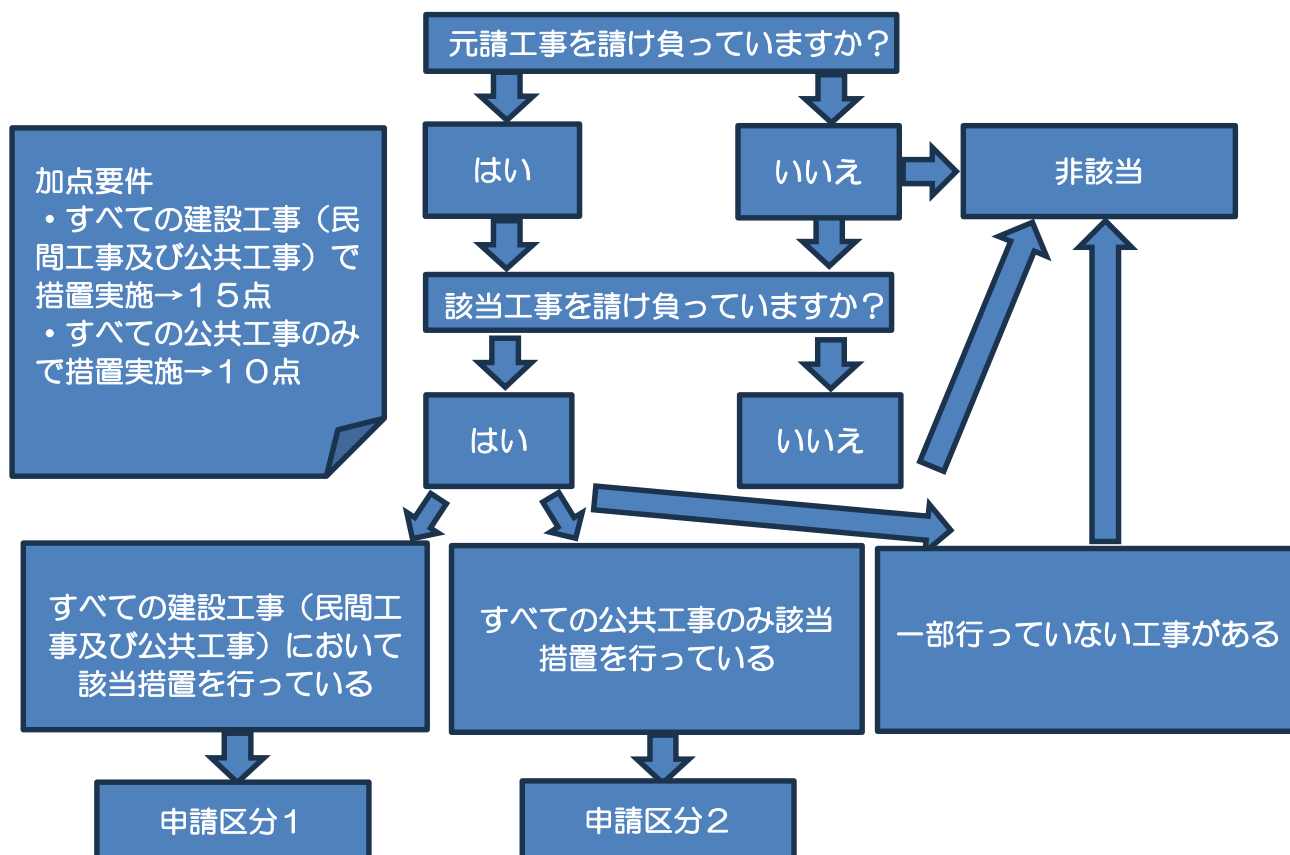
元請工事はなく、全て下請工事の場合は、非該当となります

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象となりません。

該当措置

①から③のすべてを実施している場合に加点

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）
- ※直接入力によらない方法とは、就業履歴データ登録標準API連携システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等を指します。



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可または解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。

500万円以上の解体工事を
請け負いますか？

YES

解体工事業の許可が必要です。

↓ 建設業許可手続きについてはこちら ↓

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



NO

次の建設業許可をお持ちですか？

- 土木工事業
- 建築工事業
- 解体工事業

YES

解体工事業登録をすることなく、
500万円未満の解体工事を請け
負うことができます。

NO

解体工事業登録が必要です。

↓ 解体工事業登録手続きについてはこちら ↓

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kaitaitouroku.html>

※登録は、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事が行うため、複数の都道府県で解体工事を行う方は、各都道府県ごとに登録を受ける必要があります。



愛知県知事建設業許可業者名簿、 愛知県解体工事業登録業者名簿及び 愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿を建設業・不動産業のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（2025（令和7）年2月3日作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>



☆愛知県解体工事業登録業者名簿（2025（令和7）年1月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



☆愛知県浄化槽工事業登録業者名簿（2025（令和7）年1月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-jyoukaosumeibo.html>



令和6年度建設業講習会の動画を掲載しました

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、2024（令和6）年11月に開催した「令和6年度建設業講習会」を開催しました。

講習会の資料を建設業・不動産業室Webサイトに掲載するとともに、講習動画をYoutubeチャンネルに掲載しております。

以下のURLまたはQRコードからアクセスできますので是非ご覧ください。

●「建設業許可」

（約15分）

<https://youtu.be/qU2uhYvwnjU>



●「経営事項審査」

（約18分）

<https://youtu.be/52TeVOXk31M>



●「愛知県における盛土規制法の運用について」

（約14分）

https://youtu.be/2ngx9n1_o3g



●「建設業法令遵守について」

（約30分）

<https://youtu.be/ealhBDMaJDw>



●「労働安全衛生法令遵守」（約10分）

https://youtu.be/_XvOBfwJBR4

●「時間外労働上限規制」（約12分）

<https://youtu.be/mwQkpfSBSts>



★ 講習会の資料については今回、動画掲載をしていないものも含めて建設業・不動産業室のWebサイトに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/kensetsugyo-kousyuukai2024.html>

窓口でのキャッシュレス決済が導入されました。

愛知県では県民の皆様の行政手続きにおける利便性を高めるため、2025（令和7）年1月20日から、新たに県施設の窓口においてキャッシュレス決済を導入しました。これにより、従来の収入証紙によるお支払いに加え、クレジットカード、電子マネー、コード決済など、多様なキャッシュレス決済手段をご利用いただけるようになりました。

建設業・不動産業室においても手数料の窓口でのキャッシュレス決済を導入しました。

窓口でのキャッシュレス決済が利用できる主な手数料は以下のとおりです。

詳しくは申請手続きを担当している窓口までお問い合わせいただくか、建設業・不動産業室のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



【キャッシュレス決済が利用できる主な手数料】

建設業許可等手数料、経営事項審査手数料、解体工事業登録手数料、
宅地建物取引業免許申請手数料、宅地建物取引士資格登録手数料 他

【利用できる決済ブランド】

クレジットカード



電子マネー



コード決済（スマホ決済）



【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6502（建設業第一グループ）（愛知県自治センター2階）

052-954-6503（建設業第二グループ）（愛知県自治センター2階）

052-954-6582（不動産業グループ）（愛知県自治センター3階）

2025（令和7）年3月31日基準日 住宅瑕疵担保履行法の届出手続について

「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、毎年3月31日の基準日ごとに、資力確保措置状況についての届出を行うことが必要です。

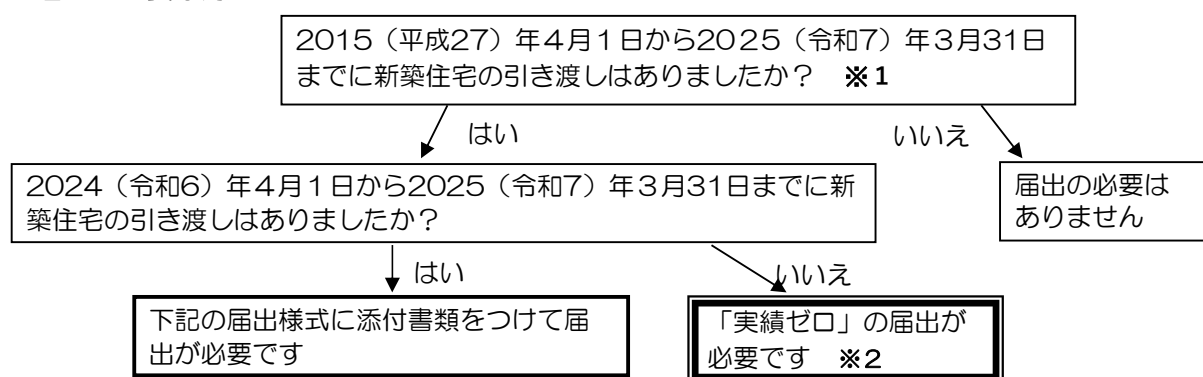
2025（令和7）年3月31日の基準日の届出期間は、4月1日（火）から4月21日（月）【必着】までです。

愛知県知事の許可・免許を受けている建設業者・宅地建物取引業者の方は、愛知県へ届出をしてください。

新築住宅を引き渡した建設業者や宅地建物取引業者が「保険加入」及び「供託」の資力確保措置をしていない場合や、行政庁へ資力確保措置状況の届出書を提出していない場合は、監督処分や罰則の適用対象となります。

また、届出書の提出をせず基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなり、それに違反した場合にも、監督処分や罰則の適用対象となります。

1 届出が必要な方



※1…2015（平成27）年3月31日以前に新築住宅の引き渡しがあっても、2015（平成27）年4月1日以降に新築住宅の引き渡しがない場合は、届出の必要はありません。

※2…「実績ゼロ」の場合は、「届出様式」のみを提出してください。

●注：今年度より、保険法人からの「0戸である旨の保険契約締結証明書」の送付はなくなりました。

2 届出書類（保険の場合）※供託の場合はご相談ください。

区分	届出様式	添付書類
建設業者	第一号様式	保険会社から郵送される下記の書類 ・保険契約締結証明書 ・保険契約締結証明書【明細】（記入箇所あり）
宅地建物取引業者	第七号様式	※引き渡し実績がない場合は、添付書類は必要ありません。 ※関係様式への押印は不要です。

※ 届出書様式は当課のWebページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000030384.html>



3 提出方法

郵送（必着）または窓口へ持参してください。

なお、郵送の場合は、「住宅瑕疵担保履行法届出書在中」と朱書きで記載していただき、簡易書留等の確実に到着する方法をお願いします。郵便料金の改定があったのでご注意ください。

https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee_change/index.html



【ご提出とお問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話 052-954-6589（ダイヤルイン）

改正建設業法等の一部が施行されました

令和6(2024)年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」の一部が同年12月13日から施行されました。

また、建設業許可等に係る金額要件の見直しがされました。（2025（令和7）年2月1日施行）

○主な内容

【2024（令和6）年12月13日施行】

- 1 契約書の法定記載事項の追加
- 2 価格転嫁協議の円滑化に関する通知ルール
- 3 建設業者の処遇確保義務
- 4 情報通信技術の活用に関する努力義務規定の創設
- 5 監理技術者等の専任義務に係る合理化・営業所技術者等の職務の特例
- 6 公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化

3 建設業者の処遇確保義務
4 情報通信技術の活用に関する努力義務規定の創設
5 監理技術者等の専任義務に係る合理化・営業所技術者等の職務の特例
6 公共工事における施工体制台帳の提出義務の合理化
において建設キャリアアップシステムの活用を位置付け

【2025（令和7）年2月1日施行】

- 1 特定建設業許可等の金額要件の見直し

金額要件	改正前	改正後
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ※1	5,000万円 (8,000万円) ※1
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	4,500万円 (7,000万円) ※2	5,000万円 (8,000万円) ※2
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,000万円 (8,000万円) ※2	4,500万円 (9,000万円) ※2
特定専門工事の対象となる下請代金額の上限	4,000万円	4,500万円

※1 建築工事業の場合 ※2 建築一式工事の場合

改正建設業法・建設キャリアアップシステム推進取組の詳細については、国土交通省のWebサイトをご覧ください。



https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_00001_00272.html

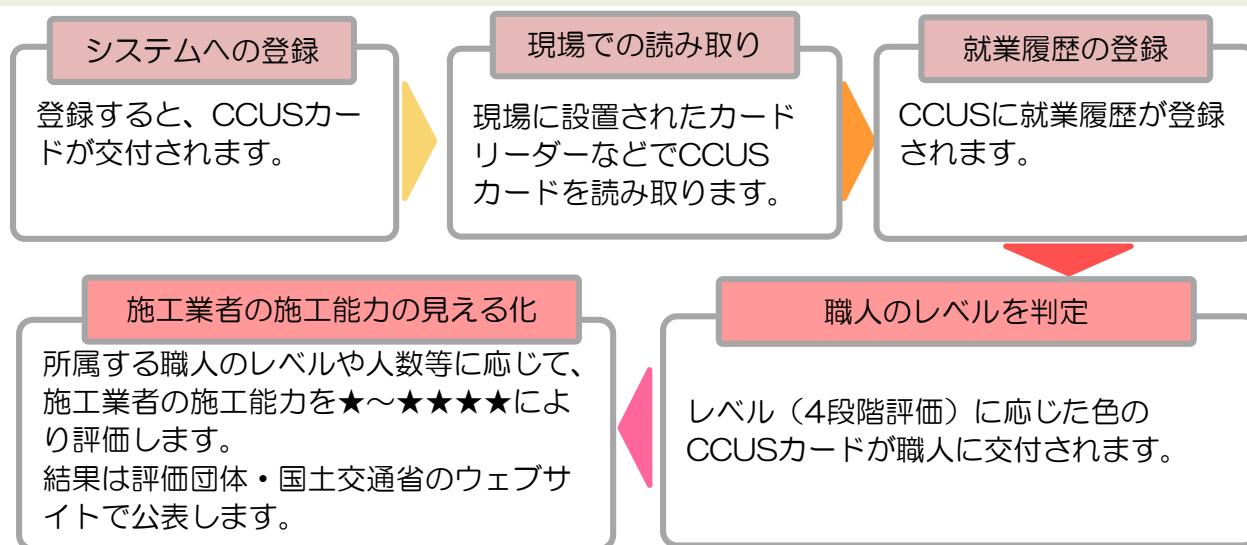
https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/03_ccuskyougikai.html



建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

●CCUSの仕組み



●CCUSのメリットは？

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止。
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に。
- ③ カードリーダータッチで日々320円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）。

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（＝企業の実力の見える化）。
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始。
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に。

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等（＊）の確認ができ、施工の安心感につながる。
- ② ＊社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況。
- ③ PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化。
施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化。
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に。



建設キャリアアップシステムウェブサイト→

<https://www.ccus.jp/>

優秀施工者愛知県知事表彰について

本県では、「ものづくり」に携わっている方の誇りと意欲を増進させ、建設現場で働く人々の社会的評価・地位の向上を図るため、現に工事現場において施工に携わっている優れた技能労働者を対象として、優秀施工者愛知県知事表彰を実施しています。

2024（令和6）年度は、20名の方々が第32回優秀施工者愛知県知事表彰を受賞され、2024（令和6）年11月5日に表彰式典が行われました。

●受賞された方々（〔 〕内は所属会社 順不同・敬称略）

後 藤 洋 信〔矢作建設工業(株)〕	神 戸 篤 士〔(株) 秋 吉 組〕
藤 田 裕 章〔水 野 建 設 (株)〕	今 井 新 治〔(株) き ん で ん〕
杉 浦 淳〔山 旺 建 設 (株)〕	宮 田 保 行〔カシワギ電気(株)〕
金 澤 良 彦〔(株)田中荘介商店〕	吉 田 進 也〔(株) 野 田 造 園〕
丹 羽 成 行〔(株) 雷 電 圧 送〕	田 中 嘉 渡〔(株)田中造園土木〕
加 藤 靖〔(株) 今 井 組〕	河 合 祐 希〔(株)山正工務店〕
鈴 木 宏 伸〔(株) ご ん だ〕	市 川 勝 広〔伊 藤 建 設 (株)〕
大 西 祐 治〔松 尾 建 設 (株)〕	柘 植 孝 之〔瀧 上 工 業 (株)〕
上 井 敏 徳〔角 文 (株)〕	江 原 雅 仁〔三 幸 土 木 (株)〕
増 川 裕 志〔水 野 建 設 (株)〕	大 河 内 政 信〔石橋建設興業(株)〕



建設工事統計調査関係者表彰について

建設工事統計調査の実施に関し、統計調査事務の能率増進と統計従事者の士気高揚を図ることを目的として、長年、調査対象事業所として調査にご協力いただき、その功績が顕著な団体に対し、国土交通大臣より感謝状が授与されました。

受賞された事業所
～愛知県調査対象事業所分～

株式会社クサ力
安城市（愛知県知事許可業者）

株式会社日興建材商行
名古屋市（愛知県知事許可業者）

日本碍子株式会社
名古屋市（愛知県知事許可業者）

※五十音順

2024（令和6）年度は、受注動態統計調査につきましては約500社、施工統計調査につきましては約4,500社の事業所の方々にご協力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

2025（令和7）年度も引き続き、国土交通省の建設工事受注動態統計調査・建設工事施工統計調査が実施されます。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料として活用させていただきます。

本調査は建設業者の活動実態を把握することを目的とした調査のため、この調査をお願いすることとなった事業所の方々におかれましては、統計法上報告していただくことが義務となっております（統計法第13条、第15条及び第61条）。また、本調査は統計法による基幹統計調査のためご提出いただいた情報は固く保護されます。

調査対象となられた事業所の方々には、お忙しい中ご負担をおかけしますが、調査にご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

労働災害の撲滅に向け、取組の強化・充実をお願いします

○ 愛知県内の建設業においては、2024（令和6）年に694件（うち死亡者7名）（2月末速報値）の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。

＜主な死亡災害例＞

- ・作業床の固定器具が一部外れたことにより床が傾き、地上まで墜落し死亡した。
- ・脚立上で作業を行っていたところ、バランスを崩して墜落し、死亡した。

○ 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。

○ 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇労働安全衛生法の改正を踏まえた「働き方改革」の推進
- ◇適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇一人親方等との取引の適正化
- ◇デジタル技術、i-Construction（ICT活用工事）の推進 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇建設工事現場の安全性の点検等
- ◇墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇外国人労働者の労働災害防止、法令遵守意識の啓発 など

3 従業員の意識啓発や健康確保対策の強化

- ◇安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇熱中症等による健康障害防止
- ◇新興・再興感染症への対応 など

○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画について詳しくはコチラ
建設業・不動産業Webサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html>）



○ なお、**2023(令和5)年10月1日から足場からの転落防止措置が強化**された。

詳しくはコチラを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40439.html



建設工事に従事する
一人親方の皆様へ

「労災保険への特別加入」をしていますか

建設業の一人親方等のうち、毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、労災保険に特別加入していなければ労災保険からの補償は一切行われません。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険に特別加入するためには、**特別加入団体を経由**して、申請を行う必要があります。（制度の概要については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。）

詳しくは、厚生労働省作成「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>



建築局発注工事における 週休2日制工事の取組みの推進について

建築工事における週休2日については、建設業の将来の担い手確保及び持続的な発展のため、これまでの取組状況を踏まえ、週休2日の質の向上を目的に、令和7年度から、「月単位の週休2日」の取組みをスタートします。

○月単位の週休2日とは

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が4週8休の割合（28.5％）以上の水準に達する状態

○これまでの取組みとの比較

項目	旧	新
発注方式 と 対象工事	【発注者指定方式】 通期の週休2日※1に取組むことを指定する方式 ⇒原則、すべての工事	【発注者指定方式】 月単位の週休2日に取組むことを指定する方式 ⇒原則、 <u>新築工事及び新築工事以外で工事中の制約が少ない工事</u> 【受注者希望方式】 通期の週休2日に取組むことが前提の上で、希望により月単位の週休2日に取組むことも可能とする方式 ⇒原則、 <u>発注者指定方式以外の工事</u>
労務費における 補正係数※2	1.05	月単位：1.04 通 期：1.02
工事成績評価	週休2日を達成	<u>月単位の週休2日を達成</u>
取組証発行対象	週休2日を達成	通期もしくは <u>月単位の週休2日を達成</u>

※1：対象期間内の現場閉所率が4週8休の割合（28.5％）以上の水準に達する状態

※2：現場閉所率の達成状況に応じて変更を行います。

○適用日：2025（令和7）年2月14日施行

（原則として、2025（令和7）年4月1日以降に契約する工事が対象です。）

実施要領等の詳細は、建設企画課のWEBサイトをご参照ください。

【アドレス】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課建築技術・工事検査グループ（愛知県本庁舎6階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6615

建設局、都市・交通局発注工事における 週休2日の工事成績評価について

建設局、都市・交通局の発注する土木工事においては、2024（令和6）年10月から取組を強化し「月単位の週休2日工事」として発注することとしております。

2025年4月1日以降に契約する工事について、工事成績評価の評価対象が変わります。

【要領改正の概要】

- ・工事成績評価において、2025（令和7）年4月1日以降に契約する工事は「完全週休2日工事」のみ評価

契約日が2025（令和7）年3月31日まで

大形式	週休2日				完全週休2日
形式	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で 4週8休以上)	完全週休2日 (土日祝日休以上)
工事成績評価対象			○		○

契約日が2025（令和7）年4月1日以降

大形式	週休2日				完全週休2日
形式	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で 4週8休以上)	完全週休2日 (土日祝日休以上)
工事成績評価対象			廃止		○

★実施要領等は、下記URLよりご確認ください。

（最新要領は2024（令和6）年10月1日施行）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsuroudoukankyoukaizen.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課
調整第一グループ（愛知県本庁舎6階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6506

県内のプロジェクト紹介や現場記録映像をUPしています！



YOUTUBE

愛知県庁・土木[公式]



不動産業グループからのお知らせ

○ 「囲い込み行為の防止」について

2025（令和7）年1月1日より、宅地建物取引業法施行規則および「宅地建物取引業法の解釈・運用 の考え方」が一部改正されました。これにより、宅地・建物の取引状況のレインズへの登録が義務づけられることとなります。

詳しくは国土交通省＜消費者の皆様向け＞不動産取引に関するお知らせのサイトをご覧ください。

- ◆＜消費者の皆様向け＞不動産取引に関するお知らせ
（国土交通省 Web ページ）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000013.html



○ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」について

免許申請書に記載した事項に変更があった場合には、変更が生じた日から「30日以内」に、変更届出書の提出が必要です。

詳しくは建設業・不動産業室のWebページをご覧ください。

- ◆宅地建物取引業免許 変更の届出について
（建設業・不動産業室 Web ページ）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/henko.html>



○ 「専任の宅地建物取引士」の専任性について

宅建業者は、宅地建物取引業を営む事務所に常勤し（常勤性）、専ら宅地建物取引業に従事する（専従性）ことが求められる専任の宅地建物取引士を設置する必要があります（宅地建物取引業法第31条の3）。

社会通念上における営業時間に宅建業者の事務所に勤務することができない場合には、専任の宅地建物取引士に就任することはできません。

- ◆「専任」に当たらない例

- ①他の法人の代表取締役や代表者、常勤役員を兼任している場合
- ②会社員や公務員のように他の職業に従事している場合
- ③勤務時間が営業時間の一部に限定された非常勤職員・パートタイム職員の場合など。

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ
（愛知県自治センター3階）

電話052-954-6582（免許担当）
052-954-6583（指導担当）

宅地や建物の適正な取引及び広告について (宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けずに宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告等の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告等の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

3 おとり広告等の禁止について

顧客を集めるために売る意思のない物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実在しない物件等の「虚偽広告」は、法第32条、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不動産の表示に関する公正競争規約」により禁止されています。

【お問い合わせ先】

公正競争規約について

…東海不動産公正取引協議会(愛知県宅建会館)

電話052-529-3300

宅地建物取引業者と人権について

宅建業は、人々の生活の基盤となる住宅等の取引に携わる仕事です。つまり、宅建業者は、憲法で保障された居住・移転の自由の実現のために、重要な役割を果たします。顧客や地域住民との関わりにおいては、常に人権を尊重した対応をしなければなりません。人権問題について、正しい理解と認識を持ち、取引関係者等の啓発に努めてください。

留意事項

- ・入居申込書には「本籍地」「国籍」の記入欄のないものを使用してください。
- ・契約書には「性別」「国籍」「年齢」「障害の有無」による、差別を助長するような表現のないものを使用してください。
- ・同和地区に関する問い合わせには一切答えないでください。
- ・特定の地区や学区の差別を助長するような問い合わせには一切答えないでください。
- ・差別を助長するような表現を用いた広告はしないでください。
- ・宅建業者の内部資料であっても、差別を助長するような資料は作成しない、また、そのような調査依頼はせず、調査報告等も受け取らないでください。

**取引の関係者から、予断や偏見に基づく問合せを受けた場合は、
人権を尊重する観点から、毅然とした対応をしてください。**

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ

(愛知県自治センター3階)

電話052-954-6583(指導担当)

愛知県知事の宅地建物取引業法令等に基づく申請・届出等のオンライン化について

2024（令和6）年10月28日から宅地建物取引業免許申請等の手続きのオンライン化を開始しました。

○対象手続き

- ・ 宅地建物取引業の免許申請
- ・ 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更届出
- ・ 宅地建物取引業者免許証の書換え交付申請
- ・ 廃業等届出
- ・ 宅地建物取引業者免許証再交付申請
- ・ 営業保証金供託済届出
- ・ 業務を行う場所の届出（50条2項）
- ・ 宅地建物取引士の登録申請
- ・ 宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請
- ・ 宅地建物取引士の死亡等届出
- ・ 宅地建物取引士の登録消除申請

○電子申請システム

eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）

<https://e.mlit.go.jp/>



◆電子申請をする前に下記Webページから注意事項等を必ずご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0550577.html>



【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ

（愛知県自治センター3階）

電話052-954-6582（免許担当）

建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

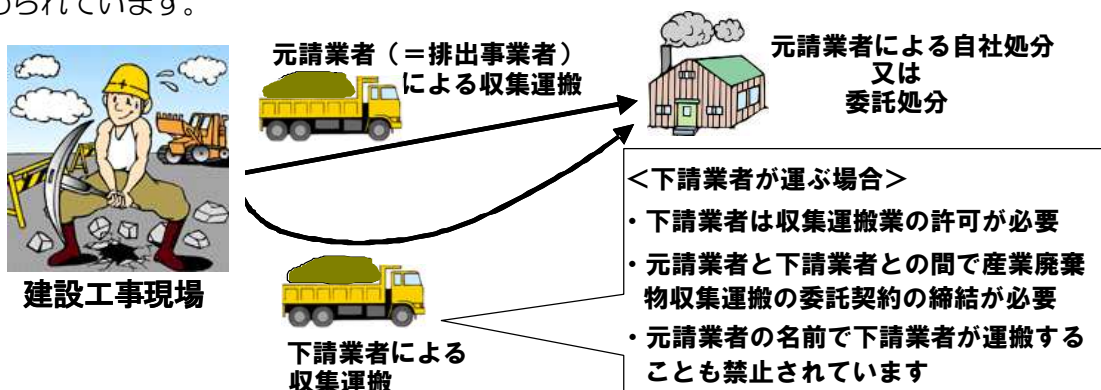
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）では、建設工事（解体工事も含みます。）の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると定められています。 ※一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など

（法第21条の3第1項）

（法第12条第5項及び第6項）

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、**委託基準**に従って産業廃棄物処理業者に処理（運搬及び処分）を委託しなければなりません。
- 委託基準**では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面で契約を結ばなければならないことなどが定められています。



2 排出事業場外での自社保管及び事前届出制度

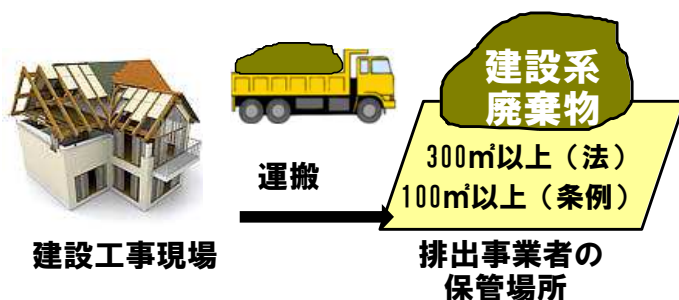
（法第12条第1項及び第3項）

排出事業者が建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合（保管場所の面積が300㎡以上の場合に限ります。）は、法に基づく事前届出が必要です。

さらに本県では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例において、面積100㎡以上の屋外の場所で建設系産業廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者へ届出を義務付けています。

また、産業廃棄物を排出事業場外で保管する場合は、**産業廃棄物処理基準**に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。※排出事業場には保管基準が適用されます。

なお、積替え保管を含む収集運搬業の許可を有する下請業者と委託契約を締結した場合を除き、**下請業者の保管場所に保管することはできません。**



保管場所	排出事業場 （建設工事現場）	排出事業場外
適用される基準	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物処理基準
基準の概要	・周囲に囲いの設置（荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること） ・見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 ・飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 ・高さ制限（50％勾配を超えない） ・ねずみ、害虫の発生の防止	など
保管上限 など	—	・一日平均搬出量の7倍 など

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用

(法第12条の3他)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に収集運搬業者に対し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- ・排出事業者は、下請業者(収集運搬業者や処分業者)から処理を完了した年月日を記載したマニフェストの写しを受け取り、適正に処理が行われたことを確認するとともに、当該マニフェストを5年間保存しなければなりません。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請け業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1㎡以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合

3億円以下の罰金が科せられます。

※法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されます。

※産業廃棄物の処理を委託した下請業者が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可がない場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません。

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

〈瓦くずの不法投棄〉



〈土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〉

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

【お問い合わせ先】

愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物適正処理推進室監視グループ(愛知県西庁舎6階)
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6238

愛知県で盛土規制法の運用が始まります

愛知県（政令指定都市・中核市を除く）では、**2025（令和7）年5月9日**より盛土規制法に基づく運用を開始します

○盛土規制法に基づく規制について

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。盛土規制法に基づく手続きについては、ウェブページの手引や設計指針をご覧ください。

○規制区域



○許可・届出対象となる盛土等の規模

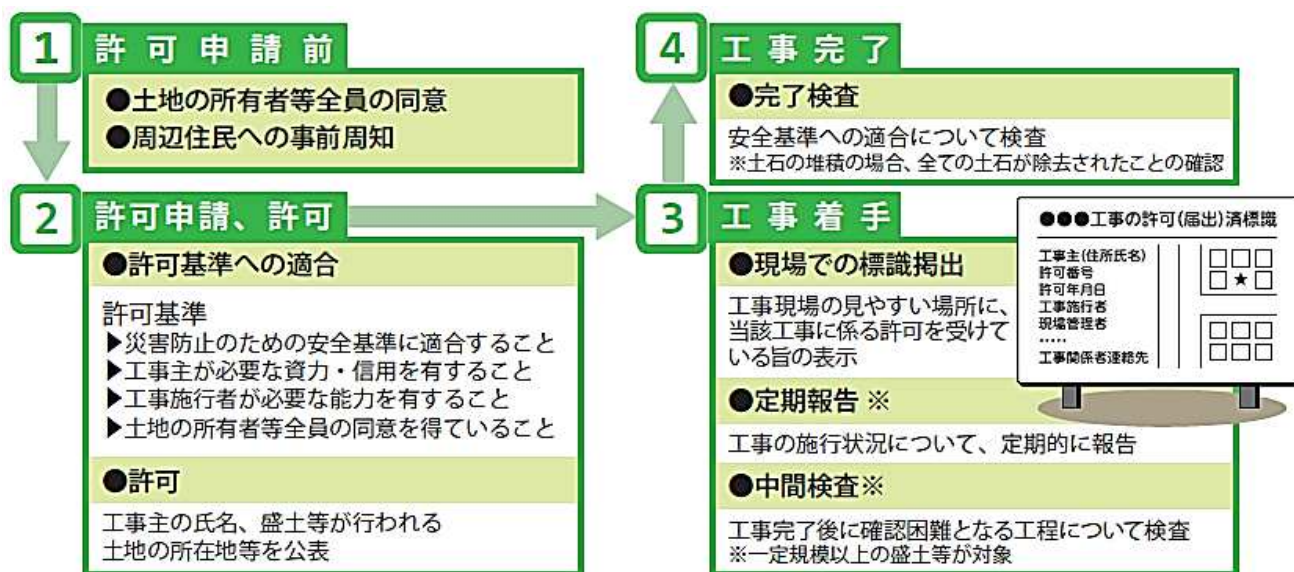
区域	行為	許可対象の規模		
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 
		④ 盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤ 盛土または切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く) 	
		⑥ 最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの 	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの (⑥を除く) 	
	土石の堆積			
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが {2m超 1m超} の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが {5m超 2m超} の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い、 高さが {5m超 2m超} の崖を生ずるもの (①、②を除く) 
		④ 盛土で高さが {5m超 2m超} となるもの (①、③を除く) 	⑤ 盛土または切土をする土地の面積が {3,000㎡超 500㎡超} となるもの (①～④を除く) 	
		⑥ 最大時に堆積する高さが {5m超 2m超} かつ面積が {1,500㎡超 300㎡超} となるもの 	⑦ 最大時に堆積する面積が {3,000㎡超 500㎡超} となるもの (⑥を除く) 	
	土石の堆積			

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

○適用除外となる盛土等について

- 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
 - 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行うもの
 - 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
- 上記以外にも適用除外となる盛土等があります。詳細はウェブページをご覧ください。

○許可申請から工事完了までの流れ



○申請書の提出先及び審査担当

盛土等の所在地							盛土等の所在地		
津島市	蒲郡市	常滑市	江南市	新城市	知多市	尾張旭市	瀬戸市	春日井市	小牧市
高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	愛西市	清須市	北名古屋市	犬山市	稲沢市	半田市
弥富市	みよし市	あま市	長久手市	東郷町	豊山町	大口町	東海市	大府市	西尾市
扶桑町	大治町	蟹江町	飛島村	阿久比町	東浦町	南知多町	碧南市	刈谷市	安城市
美浜町	武豊町	幸田町	設楽町	東栄町	豊根村		知立市	豊川市	田原市
提出先			審査担当				提出先 及び 審査担当		
各市町村の盛土担当課			愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室 (事前相談はこちらへ)				各市の盛土担当課 (事前相談はこちらへ)		

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課盛土対策室（愛知県本庁舎地下1階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6119

盛土規制法に関する詳しい情報は以下のウェブページをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/morido/>



暴力団離脱者受入企業を募集しています

警察による取締りや社会における暴力団排除意識の浸透等により、暴力団勢力は減少している状況ですが、暴力団からの離脱を一層進めるためには、暴力団離脱者が再び罪を犯したり、暴力団に戻らないよう、彼らの社会生活の基盤を確立することが重要です。

そこで愛知県は、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターと愛知県警察が実施している暴力団離脱者受入企業登録の促進に協力しています。暴力団離脱者を雇用する企業（受入企業）として登録し、暴力団離脱者を雇用していただきますと、下記のとおり、雇用給付金の支給と身元保証制度の適用を受けることができます。

暴力団離脱者の社会復帰を支援するため、取組の趣旨を御理解いただき、暴力団離脱者の雇用について御検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 対象となる企業
業種は問いません

- 雇用給付金の支給
暴力団離脱者を継続して1カ月以上雇用した受入企業に（公財）愛知県暴力追放運動推進センターが次の金額を支給します。
 - ・6カ月間 ⇒ 毎月8万円（上限）を支給
 - ・9カ月目 ⇒ 12万円（上限）を支給
 - ・12カ月目 ⇒ 12万円（上限）を支給

- 身元保証制度
身元保証制度とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターが損害を補償する制度です。
 - ・保証期間
受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間
 - ・補償金の範囲
補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が200万円まで
 - ※雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合
⇒ 損害額に応じて100万円まで
 - ※受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合
⇒ 人的、物的損害に応じて100万円まで
 - ※契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合
⇒ 未回収額を50万円まで

- 詳しい情報については、愛知県のWebサイトをご覧ください。

愛知県防災安全局県民安全課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/ridatusyasien.html>



【お問い合わせ先】

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎1階）
電話052-954-6176

（公財）愛知県暴力追放運動推進センター
〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号（愛知県高辻センター2階）
電話052-883-3110

表紙写真の紹介

STATION Ai

愛知県は、本県の強みである圧倒的な産業集積を背景に、モノづくりの伝統や優れた技術・技能との融合による新たなイノベーションを誘発し、産業の成長を拡大させるエコシステムを形成するため、2018（平成30）年に策定した「Aichi-Startup戦略」に基づき、「STATION Aiプロジェクト」を推進しています。このプロジェクトの中核となる、日本最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」が、2024（令和6）年10月に開業いたしました。

STATION Aiは、名古屋市昭和区鶴舞の鶴舞公園に隣接してPFI方式で整備され、地上7階建て、延べ床面積約2万3600㎡を有しており、オフィスのほか、愛知県にゆかりのある革新的な事業を興した創業者・経営者の業績等を伝える施設「あいち創業館（Aichi Founders Museum）」、飲食店舗、物販店舗、宿泊施設、イベントスペース、貸会議室など、一般の方が気軽に利用できる施設となっています。コンセプトは、進化を続ける街「Autonomous City」とし、施設内に入居するスタートアップに加え、既存のモノづくり企業を始めとした地域の事業会社等、金融機関、大学研究機関等が偶発的に混じり合い、用途や機能の境界がない街のような建築となることを目指しています。オフィスは、動線となる廊下をなくし、様々な什器が配置された居場所が連続するワークスペースとするとともに、南北のフロアをスキップさせ、その東西端を段床状のラウンジで、中央の吹抜けをスロープで繋ぐことにより、歩いていると自然と視線が交差し、入居者間の交流が生まれやすい空間構成となっています。また、地域とつながる施設を目指し、公園側はガラスカーテンウォール等により開口を多くとり、内部の活動が外からうかがえるようにするとともに、ゆるやかに上昇するステップテラスに植栽を配置し、軒天を県産木材貼りとすることで、環境的にも視覚的にも公園と連続した特徴的なファサードとしています。

<施設の概要>

名 称： STATION Ai
所 在 地： 名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号
敷 地 面 積： 7,331.36㎡
延べ床面積： 23,613.16㎡
構 造 規 模： 鉄骨造、地上7階建て
Web サイト： <https://stationai.co.jp>



様々な什器を配置したコワーキングスペース



スキップフロアを繋ぐスロープ